

相模原市 市民協働推進基本計画

— 概要版 —

平成26年度～平成31年度



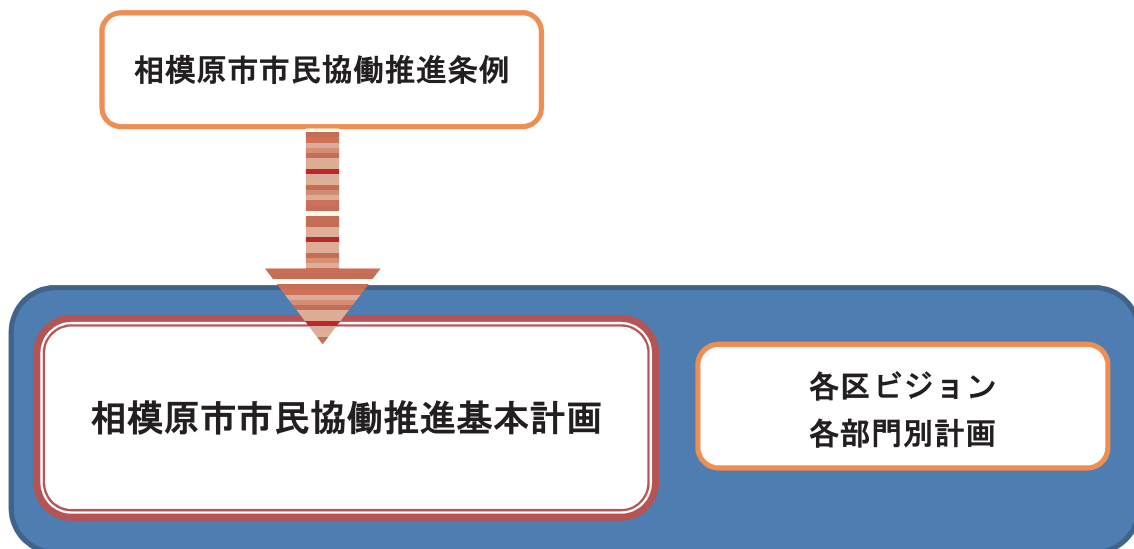
◆ 計画の策定に当たって

1 計画策定の目的

相模原市市民協働推進条例(平成24年相模原市条例第6号)の目的を達成し、協働に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、相模原市市民協働推進条例第8条の規定に基づく市民協働推進基本計画です。また、本計画は「新・相模原市総合計画」部門別計画(皆で担うまちづくりの推進)に位置付けられており、市の協働を推進するための方向性や取組を明らかにするもので、各区の地域性に即した協働の取組が掲載されている区ビジョンや分野ごとに策定された部門別計画とも関連しています。



3 計画の期間

新・相模原市総合計画の期間と整合を図るため、平成26年度から平成31年度までの6年間とします。

〈定義〉

(1) 市民

市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、

市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動をするものをいいます。

(2) 協働

市民と市及び市民と市民が、目的を共有してそれぞれの役割及び責任の下で、相互の立場を尊重し、協力して、公共の利益を実現するために活動することをいいます。

(3) 地域活動

地縁を基礎として一定の区域を活動の場とする団体等が、公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。

(4) 市民活動

市民が、営利を主たる目的とせず、自発的、自主的に公共の課題の解決を目的として取り組む活動をいいます。ただし、宗教、政治及び選挙に関する活動を除きます。

◆本市のこれまでの取組と現状・課題

1 本市のこれまでの取組

平成15年2月に、個人、自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりを担う可能性を持つ全ての主体が協働を進めるため、「さがみはらパートナーシップ推進指針」を策定し、指針に基づいて「協働事業提案制度」、「市民・行政協働運営型市民ファンド」の創設等、協働に関する施策を推進してきました。

2 相模原市市民協働推進条例の制定

平成24年3月に、協働に関する市の姿勢を明らかにし、今後一層推進するため、さがみはらパートナーシップ推進指針を発展させる形で、「相模原市市民協働推進条例」を制定しました。

この条例は、協働について、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市民と市の協働及び市民と市民の協働を推進するために必要な事項を定めることにより、皆で担う地域社会を実現することを目的とするものです。

3 現状と課題

合併や政令指定都市への移行といった社会的な変化に加えて、お互いに支え合い、助け合う意識の高まりといった変化を踏まえて、各種統計や市民協働のまちづくりに関する意識調査等の結果から現状と課題の分析を行いました。

(1) 自治会活動

市内全世帯数に対する自治会への加入率は年々低下しており、未加入者に対して積極的に自治会活動の情報提供を行い、加入を促進する必要があります。さらに、市民一人一人が地域の構成員であり、地域の課題は地域住民自身で解決していくという意識を持つことが必要です。

(2) 市内のNPO及びNPO法人数の推移

平成14年10月に設置した「さがみはら市民活動サポートセンター」の登録団体数や市内のNPO法人数が増加傾向にある一方、解散する団体もあり、市民活動が活発に行われるためには、安定的に活動できる環境を整えることも必要です。

(3) 大学・企業の活動

地域活動団体や市民活動団体が大学や企業と連携を行う機会は少なく、多くはお互いにどんな活動が行われているかを知らない状態にあり、活動事例等の情報を発信することや知り合うための機会を設けることも重要です。

(4) 地域のまちづくりの活動

本市では、地域ごとに様々な特色があり、特色を生かしたまちづくりを進めるため、区民会議やまちづくり会議等を通じて、市民と市が地域の課題や魅力等を共有しており、今後も継続していくことが必要です。

(5) 市民協働のまちづくりに関する意識調査等

地域活動や市民活動を肯定的に捉える市民は多いものの、「活動に参加したことがない」「活動内容を知らない」とする市民も少なくなく、一方で、「きっかけがあれば参加したい」という潜在ニーズもあります。

(6) 課題のまとめ

今後、より一層の市民協働によるまちづくりを進めていく上での課題として、以下のことが挙げられます。

1 更なる情報発信
2 人材育成と多様な学習機会の提供
3 きめ細やかな活動支援
4 活動の機会や場の提供
5 地域特性の発揮

◆ 取組の基本的な方向

1 目指す姿

「皆で担う地域社会」として目指す姿を具体的に示します。

- (1) **市民が創造する特色ある地域社会**
市民の創意工夫が生かされ特色と魅力にあふれる地域社会
- (2) **個人、自治会、NPO、大学、企業、団体等が協働する地域社会**
互いに支え合い、助け合いながら各自の役割が発揮される地域社会
- (3) **自立的に持続発展する地域社会**
協働の楽しさを分かち合い、育ち合いながら公共の課題が解決される地域社会

2 取組の方向

目指す姿である「皆で担う地域社会」を実現するために必要な取組を示します。

- (1) **協働を知り、学ぶための取組**
協働についての情報を「知り」、知識等を「学ぶ」こと。
- (2) **実際に活動し、自立するための取組**
実践につなげて「活動し」、継続して活動するために「自立する」こと。
- (3) **様々な主体同士がつながり、育ち合うための取組**
主体同士が「つながり」、共に活動することでお互いが「育ち合う」こと。

以上の3つの取組は、相模原市市民協働推進条例において定められた「協働の基本原則」に基づいて進められることが必要です。

〈協働の基本原則〉

- 1 **相互理解** 相手の立場を十分に尊重し、相手との違いを認め、相互に理解し合うこと。
- 2 **目的共有** 協働の目的を明確にし、共有すること。
- 3 **役割合意と協力** 互いの役割分担について、適切な機会を設け相互の合意により決定し、活動の場における対等な協力関係を形成すること。
- 4 **自立** 互いに依存することなく、自主的に行動すること。
- 5 **透明性の確保** 常に相互の関係や協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。

◆ 協働を推進するための取組

計画期間の目標と成果指標

本計画期間である、平成26年度から平成31年度までの6年間の取組の目標を以下のとおり設定します。

6年間の目標：「連携強化による、更なる協働の推進」を目指す

目標の達成度については、「新・相模原市総合計画」施策48「皆で担うまちづくりの推進」における成果指標を活用し、地域活動への参加率、市民活動への参加率、市内のNPO法人数の3つを成果指標として定め、検証します。

No.	指 標	基準値 (平成20年度)	中間目標値 (平成26年度)	最終目標値 (平成31年度)	実績値(参考) (平成24年度)
1	地域活動への参加率	30.4%	34.3%	37.4%	34.2%
2	市民活動への参加率	12.0%	14.2%	16.1%	12.8%
3	市内のNPO法人数	166団体	220団体	270団体	231団体

本計画における6年間の目標である、「連携強化による、更なる協働の推進」を目指すため、基本施策ごとに次のとおり目標を設定します。

基本政策1 協働に関する情報の収集および発信

目標

自治会、NPO、大学、企業、団体等のまちづくりに関わる主体の情報を収集・発信し、協働のまちづくりに必要な情報を知ることができるようにします。

【主な事業】

- 総合的な情報の収集・発信
- 地域活動に関する情報の収集・発信
- 市民活動に関する情報の収集・発信 等

基本政策2 協働に関する学習機会の提供

目標

地域活動や市民活動への参加方法から、活動を発展させるための人材育成まで幅広く学び、学んだことを活動に生かせるようにします。

【主な事業】

- 【新規】市民協働推進大学事業の実施
- 【新規】協働コーディネーターの認定・派遣
- 【新規】協働マニュアルの作成 等

基本政策 3 協働により実施する事業への財政的支援

目標

活動の創造や発展を財政的に支援し、寄附によって直接活動を支援する意識を啓発することで、自立した活動へつなげます。

【主な事業】

- 【新規】 団体の活動を支える寄附文化の醸成
- NPO法人の指定制度及び認定制度の普及
- 市民・行政協働運営型市民ファンドの運営 等

基本政策 4 協働を推進する拠点となる場の提供

目標

地域活動や市民活動を支援する施設や主体同士が連携できる拠点を整備し、自主的に活動し、つながりあうことができるようにします。

【主な事業】

- 【新規】 団体を支えるNPO法人等の連携支援
- さがみはら市民活動サポートセンターの運営
- ユニコムプラザさがみはらの運営 等

基本政策 5 協働により実施する事業を提供できる機会の提供

目標

個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体同士が協働できる機会を提供し、お互いが協働により更に活動を発展させ、育ち合えるようにします。

【主な事業】

- 協働事業提案制度の運用
- 団体間の交流機会の創出 等

基本政策 6 地域の特色を生かした協働のまちづくり (その他協働を推進するために必要な施策)

目標

地域を構成する個人、自治会、NPO、大学、企業、団体、市等の主体が皆で課題を共有し、課題解決や地域の魅力づくりの活動に関われるようにします。

【主な事業】

- 区民会議の運営
- 区の魅力づくり事業
- まちづくり会議の運営支援 等

◆ 計画の推進に向けて

1 推進体制

「相模原市市民協働推進審議会」、「市民協働推進会議」（庁内組織）等

2 実効性の確保

平成26年度から平成29年度まで

- 各施策の進捗状況等のまとめ
- 相模原市市民協働推進審議会への報告
- 広報紙やホームページ等を通じた市民への情報提供

平成31年度に向けて

- 平成30年度に本計画全体の評価
- 社会環境の変化と市民及び市の現状に応じた見直し

3 今後の研究

協働が推進されたことによる人々の意識や社会の変化等、内面的な効果を測る指標について研究し、評価に取り入れていきます。

相模原市市民協働推進基本計画

発行 平成26年3月
編集 相模原市 市民局 市民協働推進課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
電話 042 (769) 9225 FAX042 (754) 7990